

2年生ガイダンス

1, はじめに

1年次では教養科目や入門科目の学習が中心だったが、2年次以降は専門科目の学習が中心となる。卒業に向けた専門知識の習得には、いままで以上に勉強時間を確保する必要があることを心するよう。

2, 卒業要件（履修要項をよく読むこと！）

(1) 必要な総単位数

卒業するためには、124単位以上を取得しなければならない。

→1年次での単位取得状況をもとに今後の学修のペースを各自で考えるように

(2) 細かい卒業要件に注意

卒業に必要な単位、とくに専門科目の内訳に注意すること。

→専門科目には、次の科目群が存在している。すなわち、①学部コア科目（24単位以上必要）、②キャリアデザイン科目（30単位以上必要）、③コース基礎科目（10単位以上必要）、④コース展開科目（20単位以上必要）である。

※どの科目区分も重要だが、まずはなるべく「学部コア科目」を中心に履修しておくことをおすすめする。とくに、法学系入門科目や、法学ベーシックスキルの単位をまだ取得していない学生は、最優先でこれらの単位を取得すること。

(3) 2年次の必修科目・履修必修科目

○両コース共通

・法学スタンダードスキル（履修必修）

→前年度に「法学ベーシックスキル」の単位を取得した者は履修必修となる。

なお、今年度で履修しなかった者も、3年次又は4年次で必ず履修しなければならない。

・職業基礎力 A・B（履修必修）

○公共コース

・地域インターンシップ A（履修必修）

・行政法 A・B（必修科目）

○企業コース

・企業インターンシップ A（履修必修）

・会社法 A・B（必修科目）

3, どういった順序で専門科目を履修していくか

各自、将来の希望進路との関係や興味関心にしたがって履修する科目を決定していくのは、もちろん構わない。ただ、専門科目の中には、基礎となる法律科目と応用的な法律科目とがあったり、「続き物」科目（「〇〇法 A」・「〇〇法 B」などの科目）があったりするので、順序よく履修していくことも意識しなければならない。

〈法律学の履修順序のアドバイス〉

法律学においては、「憲・民・刑」（「けん・みん・けい」と読む）の学習が重要だと言われている。「憲・民・刑」とは、憲法と民法と刑法のことである。

また、「六法科目」というくくりもある。具体的には「憲法、民法、商法民事訴訟法、刑事訴訟法、刑法」（+行政法）である。これらは、すべての法律の基礎となる法律だと言われることがある。なお、会社法（会社に関わる条文）は、以前は商法の中に含まれていたもので、商法と会社法とは同じ位置づけであるといっていよう。

履修する順序に迷ったら、ここで挙げられている科目を中心に履修するとよい。

※2年次の専門科目には複数の「公務員対策特別演習」がある。公務員試験の対策を3・4年次になってから始めるのでは遅いので、公務員を目指している人は同科目の履修をし、いまのうちから公務員試験に向けた準備をしておくように。

4, おわりに――早めに「卒業試験免除」の資格を獲得しておくこと

卒業要件の箇所では触れなかったが、重要な卒業要件として「4年次で、卒業試験又は卒業論文のいずれかに合格（単位取得）すること」というものがある（もちろん、両方履修して、両方に合格することを目指してもよい）。詳しくは、履修要項で確認するように。

卒業試験については、一定の資格試験等に合格すれば、「免除」がなされる。卒業試験が免除されるということは、4年次に、卒業試験にも卒業論文にも合格する必要はないということである。4年次には就職活動が本格化し、卒業試験・卒業論文合格に向けた勉強の時間を思うように確保できない可能性があるため、早い段階で卒業試験免除の資格を獲得するように。

〈卒業試験免除の対象となる資格試験等の例〉

- ・ 法学検定スタンダードコース試験合格
- ・ 行政書士試験合格
- ・ 宅地建物取引士試験合格
- ・ 社会保険労務士試験合格